

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿屋市串良町有里5222番地16

氏名 株式会社 大隅衛生鹿屋

代表取締役 宮地 光弘

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

令和5年6月6日

鹿屋市長 中西 茂



事業の範囲	事業の内容	一般廃棄物収集運搬業
	一般廃棄物の種類	し尿及び浄化槽汚泥
許可の期間		令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで
作業区域		鹿屋市輝北地域及び串良地域
最終処分先		輝北地域：曾於北部衛生処理組合 串良地域：鹿屋市衛生処理場
許可の条件		事業運営に当たっては、関係法令、条例等を遵守し、市長の指示に従うこと
許可の更新及び変更の状況		平成23年6月21日 許可証交付（更新） （中略） 平成3年5月11日 許可証交付（更新）



一般廃棄物処理業変更届出書

令和 5年 8月 10日

鹿屋市長 様

届出者 住所 鹿児島県鹿屋市串良町有里5222番地16

氏名 株式会社 大隅衛生鹿屋

代表取締役 梶井聡司



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 0994-62-4148

令和 5年 6月 6日付け鹿屋市指令生（し尿）第23号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る次の事項について変更したので、鹿屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条第2項の規定により届け出ます。

収集運搬業・ 処分業の区分	一般廃棄物収集運搬業	
廃止した事業 又は変更した 事項の内容	新	旧
	代表取締役 梶井聡司	代表取締役 宮地光弘
	代表取締役 宮地光弘	取締役 梶井敬志
	取締役 梶井敬志	取締役 日高太
	取締役 日高太	取締役 梶井聡司
廃止・変更 の理由	代表取締役就任	

注 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。